



3月2日(日)9時30分より、本会3階講堂にて令和6年愛知県柔道整復師連盟総会が開催された。

開会后、森川委員長より衆議院・名古屋市長選挙等、連盟活動に対する協力へのお礼・総括があり、その後、議長には半田支部の室谷 勉委員、副議長に大曽根支部の大口 明良委員が指名され、当日の参加者数は、3月2日現在の全会員数669名に対し、出席者数51名、委任状提出者数444名の合計495名、過半数の335名を優に超え、総会の成立が宣言された。

以下5議案について各担当責任者や監事より説明があり、賛成多数にて承認された後、石川副委員長の閉会の辞にて無事終了した。

第1号議案 令和6年分愛知県柔道整復師連盟事業報告承認の件

[松田 吉弘総務担当責任者より説明]

第2号議案 令和6年分愛知県柔道整復師連盟収支決算書承認の件

[鎌田 雅祐会計担当責任者より説明]

第3号議案 監査報告

[小林 弘治監事より説明]

第4号議案 令和7年分愛知県柔道整復師連盟事業計画(案)承認の件

[松田 吉弘総務担当責任者より説明]

第5号議案 令和7年分愛知県柔道整復師連盟収支予算書(案)承認の件

[鎌田 雅祐会計担当責任者より説明]



連盟総会に引き続き、10時30分から12時まで、第36回機能訓練指導員実務研修会・第19回機能訓練指導員フォローアップ講習会・第101回会員研修会・第19回県民公開講座が開催された。今回は講師に帝京平成大学大学院健康科学研究科 柔道整復学専攻、秋田大学大学院医学系研究科 衛生学・公衆衛生学講座、もりかわ在宅クリニック楠の医師・医学博士、森川 由基先生をお招きし、「往療でできる！？接骨院の在宅医療」～在宅医とCUREとCAREで“三方よし”～と題した講演をいただいた。

医師として臨床現場に立たれ、大学・大学院では柔道整復学の講師として教鞭をとられる傍ら、千葉県市原市の介護認定審査会委員長も兼任される御立場から、我々柔道整復師が生き残るべく在宅・訪問型の施術を、これからの時代いかに医療の一端として担っていけるのかというテーマで、様々なデータを用いた大変興味深い内容であった。

厚生労働省は高齢者の数がほぼピークを迎える2040年を見据えて、地域医療の将来像を示す地域医療構想の新案を公表した。その中で、従来の『とりあえず歳をとり、徐々に機能が低下してきたら病院に入院して、最期は病院で看取ってもらう』という時代は終わり、今後は入院に頼らない在宅医療を強化する方向性を明確にしたと紹介した。

従来の往診とは異なる在宅医療の定義として、『急性期を過ぎた患者の療養生活全般を支える医療であり、入院による病棟医療、通院の外来医療に次ぐ第3の医療として、自宅もしくは地域全体が病棟になるというようなイメージ』と解説され、緊急時の往診と違い、在宅医療では定期的な訪問・管理をするとのことであった。

在宅医療を行う医師は居宅の地域外であったり内科系であったりするが、例えば通常は自宅内での事故発生時の初動は看護師が対応するが、損傷程度の判断や応急処置対応ができないことも多い。訪問診療の主治医と柔道整復師が連携していれば、医師の判断を待たずに速やかに応急手当ができる職種として意義があると心強いお言葉を頂戴した。(広報部)